名城大学の Web コンテンツ作成に関するガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、名城大学の WWW サーバーを利用して Web ページを開設するとき、その他 Web コンテンツを作成して WWW サーバーに掲載するときに注意すべき事項をまとめたものである。学部、学科、研究科、研究室等において、Web コンテンツを作成するにあたっては、このガイドラインに準拠しなければならない。

2 コンテンツ作成の際の留意事項

2-1

作成される Web コンテンツは、名城大学の教育研究および業務遂行の発展に資するものでなければならない。

2-2

Web コンテンツを作成するときには、次の規定を遵守しなければならない。

(1) 国内外の法律および国際条約

(2) 名城大学の情報関連システムに関する内規

(3) 名城大学が加入するネットワークの規約

このほか、Web コンテンツを作成する者は、情報倫理に通じ、ネットワークの利用に関する法規・規約・慣習を尊重しなければならない。

2-3

Web コンテンツを作成する者は、個人情報の保護に留意し、個人にかかわる情報を取り扱うときには慎重に対応しなければならない。

2-4

Web コンテンツを作成する者は、著作権、意匠権、商標権その他の知的財産権の取扱いについて、法律に則した対応をしなければならない。第三者の有する著作権その他の知的財産権を侵害してはならない。

Web コンテンツを作成する者は、著作権に関する適切な表示をするとともに、第三者による複製（複製には、ダウンロードをすること、プリントアウトをすることも含まれる。）、リンクの設定、URL 公開の可否等の使用許諾条件を、その Web コンテンツに明示するか、使用許諾条件を記載したファイルへのリンクを設定しなければならない。

作成する Web コンテンツに第三者が著作権その他の権利を有する部分が含まれるときには、事前に文書で権利保有者から WWW サーバーへの掲載、公開、再配布などに関する許諾を得た上で、必要な謝辞、権利保有者の表示、許諾の表示等を、その Web コンテンツ上に明記しなければならない。

Web コンテンツには、作成者および作成または更新の年月日が明らかになるように努めなければならない。

2-5

Web コンテンツの作成にあたっては、誰にでも使いやすくわかりやすいものであるよう配慮しなければならない。そのため、可能な限り、ウェブアクセシビリティに関するガイドラインに準拠するよう努めなければならない。

Web コンテンツの作成にあたっては、ネットワーク利用者の利用環境等にかかわらず、WWW サーバーを通じて提供される情報に接することが可能となるように配慮しなければならない。特定のプラットフォーム、ブラウザ等の利用環境以外では、期待する表示が得られないときには、トップページにその旨を明記しなければならない。

2-6

Web コンテンツを WWW サーバーに掲載するにあたっては、その内容・性質等に留意し、学外からのアクセスの可否について、適切な設定を行わなければならない。

2-7

次のような内容の Web コンテンツを WWW サーバーへ掲載してはならない。また、WWW サーバーに掲載された Web コンテンツから次のような内容のコンテンツへのリンクを設定してはならない。

(1) 特定の企業や商品などの商業的な宣伝を行うもの（バナー、ポップアップ等によるインターネット広告を含む）、特定の商品の性能に関する試験の結果に関するもの

(2) 特定個人・団体の選挙活動、特定宗教団体の布教活動にあたると認められるもの

(3) 第三者の知的財産権その他の権利を侵害するもの

(4) 犯罪と結びつくおそれのあるもの、わいせつな内容の画像・文書等を表示するもの、その他の公序良俗に反するもの

(5) 虚偽の情報が記載されているもの

(6) 他人を誹謗または中傷するもの、他人の名誉または信用を傷つけまたは傷つけるおそれのある情報、他人のプライバシーを侵害しまたは侵害するおそれのある情報が記載されているもの

(7) 無断で個人に関する情報を公開するもの

(8) 高等教育研究機関としての名城大学の品位を著しく汚すもの

(9) その他名城大学の情報関連システムに関する内規において禁止されているもの

(10) 不要なトラフィックを発生させる、リソースを不当に占有または浪費させる、コンピュータウイルス等の有害なコンピュータプログラムに感染させる等メイネットの円滑な運用を阻害するもの